

第4編

原子力災害対策編

◆第4章 原子力災害復旧・復興計画

第1節 市民等の健康対策

健康福祉部（健康増進課） 教育委員会（教育総務課・学校教育課）

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

1 市民への対応

市は、県と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

2 健康影響調査

市は、県の協力を得て、必要に応じて、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

(1) 調査の検討

ア 調査実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

イ 検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

(2) 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

(3) メンタルヘルス対策

ア 市は、県、医療機関及び関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

イ 防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市は、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

(4) 飲料水・食品の安全確認

市は、県が防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

(1) 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

(2) 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、市及び学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

(3) その他

ア 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市及び学校長等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

イ 市及び学校長等は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

総合政策部（総合政策課） 産業
振興部（農政課・商工観光課）

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

1 農産物、工業製品等に係る対策

(1) 基本方針

ア 農産物

市は、農産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県に対して詳細な放射性物質モニタリング検査の実施を要請し、安全性を積極的にPRしていく。

イ 工業製品等

市は、工業製品や加工食品等について、県に速やかな放射性物質の測定を要請するなど、安全確認を積極的に支援する。

(2) 具体的方法

ア 国内における対策

市は、県の協力を得て、農産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的に、テレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

イ 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県及び国と連携して、その払拭に向けて各種施策に取り組む。

2 観光業に係る対策

(1) 情報の発信

市は、県の協力を得て、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

(2) 観光客等への説明

市は、県の協力を得て、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から市が安全であることを発信してもらうよう努める。

3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市は、県と連携して、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市民生活部 (環境班)

市は、県と連携して、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

1 基本方針

- (1) 市は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。
- (2) 除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・保育園・幼稚園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (3) 原子力事業者は、市、県等に対し、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市、県等の要請に基づき、原子力防災要員を派遣する。

2 除染の実施

市は、県、その他防災関係機関及び市民と連携して、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」(平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省)を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (3) 除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。
 - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
 - ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下とする。
- (4) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- (1) 市は、県、国、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。
- (2) 市は、県と連携して、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ を超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。
- (3) 市は、県と連携して、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。
- (4) 市は、県と連携して、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。
- (5) 市は、県と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

第4節 損害賠償

総合政策部（総合政策課） 総務部（総務人事課・財政課） 産業振興部（農政課・商工観光課）

市は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

1 事業者等への支援

(1) 損害状況等の情報収集

ア 賠償金の支払いについては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市は、県の協力を得て、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

イ 市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

ウ 市は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

(2) 事業者等への支援内容

ア 原子力災害により、市内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、市は、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

- (ア) 市広報誌や市ホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
- (イ) 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
- (ウ) 相談窓口の設置

イ 市は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

2 自治体による請求

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

産業振興部（農政課・商工観光課）

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

